

「海技免状・小型船舶操縦免許証等の弾力的な運用について」

令和5年3月31日で終了します。

令和4年3月改定

1. 弾力措置の期間及び対象

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許申請、更新申請、再交付申請のうち、有効期間満了日までに当該申請を行うことができなかったことについてやむを得ない事情がある方について、令和5年3月31日までの間、弾力措置を講じます。

この場合、やむを得ない事情を記載した書類を申請時に提出してください。

(下記 理由書を参照)

2. 弾力措置の内容

(1) 海技免許又は小型船舶操縦免許の申請

海技免許又は操縦免許の申請は、海技試験又は操縦試験に合格した日から1年以内に行わなければならないところ、1年を超えて行われ、かつ、令和5年3月31日までに行われる当該申請については、当該合格日から1年となる日に申請されたものとして取り扱います。

(2) 海技免状又は小型船舶操縦免許証の更新申請

令和2年2月17日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間（5年間）が満了する方のうち、その更新申請時において、有効期間が満了してしまっている方については、令和5年3月31日までに更新申請を終えた場合は、期間満了日に更新申請があったものとみなします。

なお、当該措置の終了後は、失効再交付講習を受講した上で失効再交付申請を行っていただく必要があります。

この場合において、海技免状更新講習又は操縦免許証更新講習により更新を行おうとする方に係る取扱いは、次のとおりです。

[更新講習関係]

- ① 更新講習は更新申請日以前3月以内に修了しなければならないところ、更新申請日において、3月を超過しているものは、令和5年3月31日までに行われる更新申請に限り、有効期間満了日に講習を修了したものとみなします。
- ② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたとき

は、受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを貼付します。この場合、令和5年3月31日までに更新手続を行わない場合は失効状態になります。また、令和5年3月31日以降は有効期間更新手続中シールの発行を終了します。そのため、可能な限り速やかに更新講習を受講し、更新手続を行っていただくようお願いします。

- ③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった方のうち、更新申請時までに、更新講習を修了した者は、令和5年3月31日までに更新申請をされた場合に限り、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなします。